



学校保健について

① 規則正しい生活習慣でお子さんの応援をお願いします



- 規則正しい生活習慣は一日の活動の土台です。お子さんが学校で力を発揮できるよう早寝、早起き、朝ご飯、排便、歯みがきの習慣化をお願いします。
- 入学後しばらくの間は緊張などの疲れもあるので、特に早寝を心掛けてください。一般的に小学校低学年は10時間程度の睡眠が必要とされています。
- 朝は時間に余裕をもって起床し、顔色、食欲、発熱の有無など、朝の健康観察をしてから、元気に学校に送り出してください。

② 学校でのケガや病気の対応について



- 保健室では主にケガや体調不良の対応をしますが、早退の際は、保護者の方のお迎えをお願いしています。

ケガをしたとき

- • • • 応急処置をします。緊急で受診の必要がある場合は、電話でご連絡します。

具合が悪くなったとき

- • • • 保健室で休養（1時間程度）をして様子を見ます。回復せず早退の必要がある場合は電話でご連絡します。

③ 日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」について



- 学校の管理下（登下校中を含む）のケガで病院にかかった場合、災害共済給付（医療費支給）制度が適用となります。医療機関受診の際は、給付申請に必要な書類を持参し医師に記入をしていただき、学校に提出してください。給付申請に必要な書類は学校から保護者の方にお渡しします。
- 学校管理下中のケガで帰宅後に病院へ行った際などは、学校にご連絡をお願いします。
- 鶴ヶ島市医療費助成制度との重複給付はできません。日本スポーツ振興センター災害給付が優先になりますのでご注意ください。（別紙「日本スポーツ振興センター災害給付制度」をお読みください。）



④ 学校感染症の予防について

- 他の人にうつりやすい感染症にかかっていると診断をされたとき、又はかかっている疑いがあると診断された時は、本人の安静と感染予防の対策のため出席停止となります。（学

校保健安全法第19条) 登校再開時には、「登校開始許可証明書」を病院で発行してもらい学校にご提出ください。

- 「登校開始許可証明書」は、坂戸・鶴ヶ島市内の病院に置いてあります。用紙を置いていない病院を受診した際は、学校へお知らせください。用紙をお渡しします。
- 例外として現在、インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症のみ「登校開始許可証明書」の提出は必要ありません。

⑤健康診断について

- 健診に関わる事前調査等をご記入いただく事もあります。正確に記入し期限内にご提出いただきますようお願いいたします。
- 各検査の結果について、医師に診てもらう必要がある場合は検査後にお知らせします。できるだけ早い時期に医療機関での治療をお願いします。(特にむし歯の治療)
- 特に異常がない場合は、全ての検査が終了後の1学期末に「定期健康診断結果のお知らせ」用紙にてお知らせします。

⑥入学式当日ご提出いただく保健関係の書類について

- これらの書類につきましては、記入漏れのないようご注意ください。

緊急連絡カード	<ul style="list-style-type: none">• 急なけがや病気の際に使用します。緊急時確実に連絡がとれる所をご記入ください。また、<u>途中で連絡先が変更になった時は速やかに担任へご連絡してください。</u>• <u>連絡カードは6年間使います。途中変更にも備え、鉛筆でご記入ください。</u>• 連絡先は、連絡をしてほしい順で①からご記入ください。• お勤めの方は、勤務先の電話番号もご記入ください。勤務時間帯には携帯電話よりも繋がりやすい場合があるため。
保健調査票	<ul style="list-style-type: none">• 児童の健康状態を把握するのに大切な資料です。保健調査票は鶴ヶ島市内で統一の用紙で、<u>中学校卒業までの9年間使用します。</u>記入もれのないようお願いいたします。• <u>慢性疾患がある場合は、主治医と学校生活の注意点等を予めご相談いただきご記入ください。毎年、経過の記入をお願いします。</u>• 学校生活でご心配な事がありましたら、保健室へご連絡ください。
アレルギー疾患に関する調査について	<ul style="list-style-type: none">• 内容をよくご確認ください、ご記入ください。<u>アレルギーの有無にかかわらず、全員提出です。</u><u>アレルギーについては要配慮の場合には、「アレルギー学校生活管理指導表」をお渡しします。</u>医師の診断のもと、配慮事項を記入してもらい学校へご提出ください。